

審 査 基 準

平成 21 年 5 月 1 日作成

法 令 名 :	長野県道路交通法施行細則
根 拠 条 項 :	第 2 条
処 分 の 概 要 :	駐車禁止（時間外制限駐車区間）除外指定車に対する標章の交付
原 権 者（委任先） :	長野県公安委員会
法 令 の 定 め :	
審 査 基 準 :	<p>長野県道路交通法施行細則別表第 1 の 5 の(11)のイに規定する「歩行が困難であると認められる者」とは、「下肢不自由の障害（長野県道路交通法施行細則別表第 2 の下肢不自由の障害区分に該当する障害の級別を除く。）を含む二つ以上の障害を有し、身体障害者福祉法第 15 条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者であって、当該身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別が、1 級から 4 級のいずれかに該当するもの」とする。</p>
標 準 処 理 期 間 :	5 日（ただし、行政庁の休日は含まない。）
申 請 先 :	申請書の住所地又は所在地を管轄する警察署の交通課又は交通第二課
問 い 合 わ せ 先 :	長野県警察本部交通部交通規制課規制係（電話 026-233-0110）
備 考 :	